



医療機器修理業許可証

氏名又は名称 株式会社協栄メディカルサービス

事業所の名称 株式会社協栄メディカルサービス

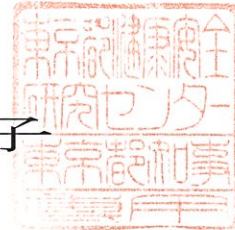
事業所の所在地 東京都港区芝浦4-16-23 AQUACITY芝浦

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和3年1月13日

東京都知事

小池 百合子



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連

有効期間 令和3年1月5日 から
令和8年1月4日 まで